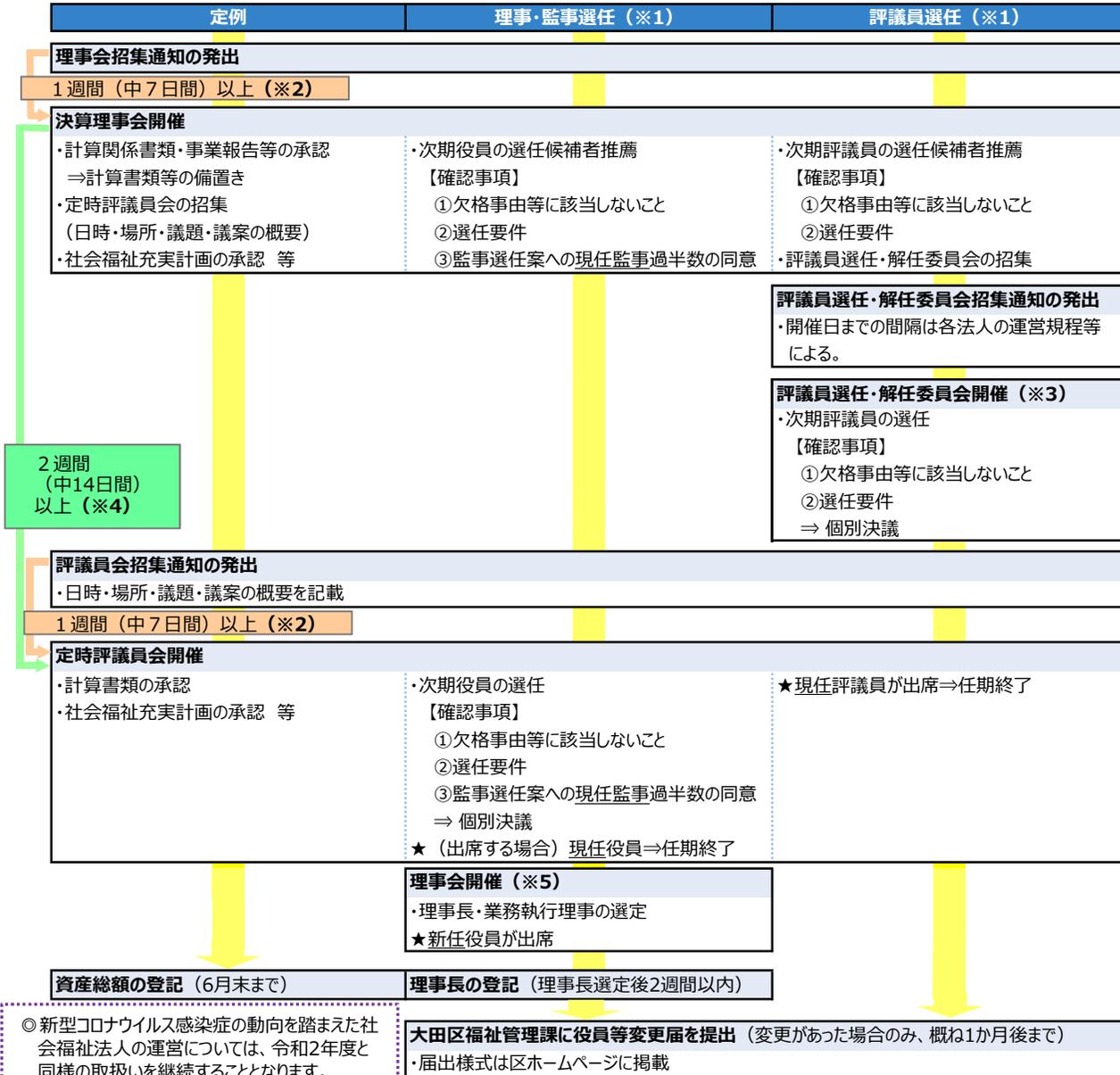


令和3年度 任期満了に伴う役員・評議員選任の流れについて

定款において、評議員の任期を「選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と規定している場合、令和3年度定時評議員会で任期が終了するため選任手続が必要となります。

決算理事会・定時評議員会、役員選任の流れと併せてまとめましたので、参考してください。



【留意事項】

※1 法人と役員・評議員は「委任契約」の関係

- 役員・評議員に就任するためには、**選任決議と就任承諾が必要**
- 任期の起算日：選任日
- 就任日：選任された役員・評議員が就任を承諾した日
- 就任承諾書は事前又は選任当日に受け取ることが望ましい。

※2 理事会（評議員会）招集通知発出から理事会（評議員会）開催までの間隔（1週間（中7日間）以上）

【日数の計算方法】民法の規定に従い、初日不算入

（例）招集通知は5/31（月）までに発出 ← 理事会6/8（火）
5/31(月) 6/① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 8(火) 中7日間

※3 評議員の選任

(1) 評議員選任・解任委員会の開催時期

- 新旧評議員の就任期間の空白を作らないようにするため、**定時評議員会の事前又同日開催が有効（就任承諾書は選任決議の事前又は当日に受け取る。）**

《定時評議員会の事前開催》新旧評議員の就任期間が重複しないように

①又は②を就任承諾書に記載する。

①就任日を定時評議員会開催日とする**停止条件**を記載する。

例：令和3年度定時評議員会終結時に評議員に就任することを承諾する。

②**就任期間**を記載する。

《定時評議員会と同日開催》就任承諾書への停止条件等の記載は不要

(2) 評議員の任期

令和2年度中に評議員選任・解任委員会を開催し評議員を選任する場合の任期終了は令和6年度定時評議員会終結時となる。

※4 決算理事会と定時評議員会の開催間隔（2週間（中14日間）以上）

法第45条の32第1項の規定による。

- 計算書類等は定時評議員会開催日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

理事会による計算書類承認/備置き(～5年間)←**2週間前**-定時評議員会

- (新型コロナウイルス感染症の影響等のため)定時評議員会を決議の省略より行う場合には、決議の省略の提案があった日から5年間備え置く。

決議の省略の提案日/備置き(～5年間) ※**「2週間前」は適用されない。**

※5 理事全員選任直後の理事会の招集

定時評議員会にて役員選任後、その当日又は間をおかず理事長等を選定するため、理事会の1週間前までに招集通知を発出できない場合の招集方法については、**招集通知の省略**により行うことが妥当。理事及び監事全員の同意が必要。（同意書、議事録への記載など書面又は電磁的記録などで保存すること。）

【その他】

○役員・評議員の任期を揃える方法

任期満了に伴う改選時に、在任期間のある役員・評議員が辞任し、新たに全員を選任する。ただし、再任される保証はないため、辞任の意思確認は慎重に行う必要がある。

○評議員選任・解任委員の任期

- 評議員選任・解任委員を平成28年度中に選任
- 任期を『選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで』と規定

令和2年度定時評議員会で任期が終了している。評議員の選任までに理事会において評議員選任・解任委員の選任を行う必要がある。